

# 平成25年度 予算のお知らせ

## 団塊の世代参入で

## 納付金負担が増大

平成25年度収支予算が、去る2月8日開催の第100回組合会において可決・承認されましたので、その概要をお知らせします。

現行の高齢者医療制度が平成20年度に創設されてから、健康保険組合は年々厳しい財政状況に追い込まれ、加えて団塊の世代が65歳に達して前期高齢者に参入するなど、高齢者の医療費や高齢者医療制度への納付金等は今後急速に増大し、大幅な赤字傾向はさらに続くと予想されます。高齢者医療制度は創設から5年目に制度の見直しを行うとされており、昨年新たに設置された社会保障制度改革国民会議において、設置期限の今年8月21日まで審議のうへ制度改正が行われま

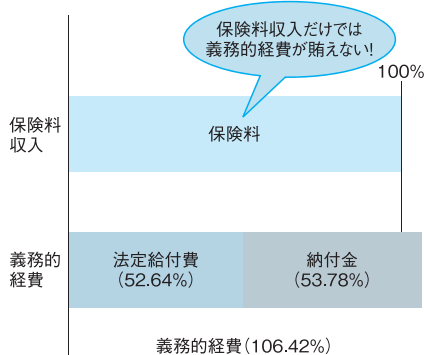
す。健康保険組合の本来の役割は、納付金や他の保険者への財政支援ではなく、被保険者、被扶養者への給付や健康づくりなどの保健事業に尽力することだと考えています。高齢者医療制度を支える現役

世代の負担がもう限界にきているいま、われわれはこの国民会議に大いに期待し、新政権には高齢者医療制度に対する公費投入拡充など、持続安定性のある社会保障制度に向けた改革の実現を引き続き強く求めてまいります。

### 一般勘定

平成25年度予算は、健康保険料率を100%（前年度98%）に引き上げての予算編成となりました。主な収入である保険料は対前年度決算見込比0・7%の減少、主な支出である医療費などの保険給付費は同2・6%の増加、高齢者医療制度への納付金は同8・8%の増加となり、保険料収入だけでは義務的経費が賅えない予算となりました（図参照）。

保険料収入に占める義務的経費の割合



これらの結果、財政の健全性を示す經常収支では經常収支差引額3億434万1千円の赤字予算となり、収支の不足分は繰越金と繰入金で対応しました。

### 介護勘定

健康保険組合は、保険料を徴収し納付する役目で制度に協力しています。介護納付金は、当健康保険組合の40～64歳の該当者数を基に算定されます。

今年度の当健康保険組合の納付予定額を賅うために、介護保険料率を前年度の14%に据え置きました。

当健康保険組合では、特定健康診査・特定保健指導事業をはじめ、人間ドック、家族健康診査等の各種保健事業を推進し、みなさまの健康増進を支援するとともに、健全財政の維持に努めております。今年から特定健診等の第2期がスタートすることもありますので、被保険者ならびにご家族のみなさまにおかれましては、特定健診・特定保健指導事業などの各種保健事業へ積極的にご参加いただきますようお願いいたします。

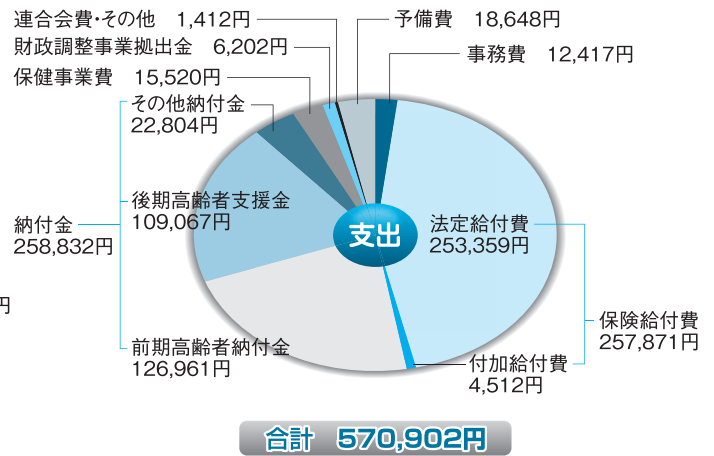
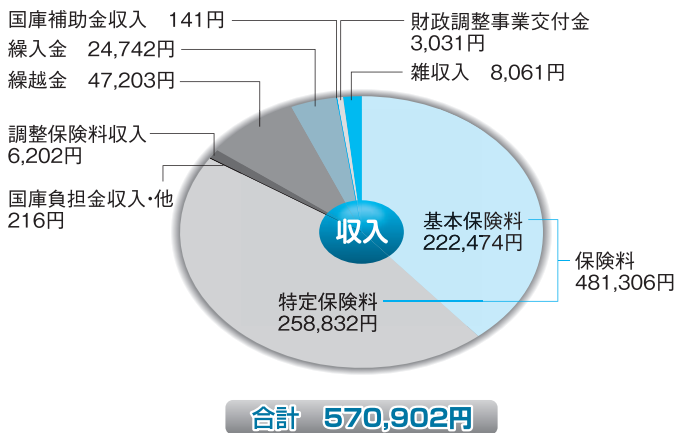
# 平成25年度 収入支出予算の概要

## 一般勘定

		(千円)
収入	保険料	2,334,336
	└ 基本保険料	└ 1,079,001
	└ 特定保険料	└ 1,255,335
	国庫負担金収入・他	1,048
	調整保険料収入	30,077
	繰越金	228,935
	繰入金	120,001
	国庫補助金収入	685
	財政調整事業交付金	14,701
	雑収入	39,091
合計	<b>2,768,874</b>	
経常収支差引額		<b>▲304,341千円</b>

		(千円)
支出	事務費	60,224
	保険給付費	1,250,674
	└ 法定給付費	└ 1,228,792
	└ 付加給付費	└ 21,882
	納付金	1,255,333
	└ 前期高齢者納付金	└ 615,758
	└ 後期高齢者支援金	└ 528,974
	└ その他(退職者給付・老健拠出金)	└ 110,601
	保健事業費	75,275
	財政調整事業拠出金	30,077
連合会費・その他	6,850	
予備費	90,441	
合計	<b>2,768,874</b>	

### ● 被保険者 1 人当たりでみると ●



## 介護勘定

		(千円)
収入	介護保険収入	177,823
	繰越金	21,664
	雑収入	26
	合計	<b>199,513</b>

		(千円)
支出	介護納付金	190,957
	介護保険料還付金	200
	積立金	8,346
	雑支出	10
	合計	<b>199,513</b>

## 予算編成の基礎となった数字

- 被保険者数 4,850人  
(男性 4,270人、女性 580人)
- 特定健診の対象者数 3,700人  
(被保険者 2,460人、被扶養者 1,240人)
- 平均標準報酬月額 336,900円  
(男性 351,430円、女性 229,950円)
- 総標準賞与額(年間合計) 4,076,490千円
- 平均年齢 40.20歳  
(男性 40.81歳、女性 35.79歳)
- 被扶養者数 5,694人(扶養率1.17人)
- 前期高齢者数 171人(加入率1.6%)

- 健康保険料率 1000分の100  
(事業主 1000分の50.5、被保険者 1000分の49.5)
- 一般保険料率 1000分の98.73  
(事業主 1000分の49.859、被保険者 1000分の48.871)  
基本保険料率 1000分の45.636  
(事業主 1000分の23.047、被保険者 1000分の22.589)  
特定保険料率 1000分の53.094  
(事業主 1000分の26.812、被保険者 1000分の26.282)
- 調整保険料率 1000分の1.27
- 介護保険の対象となる被保険者数 2,280人
- 介護保険料率 1000分の14  
(事業主 1000分の7、被保険者 1000分の7)

# 平成25年度 保険料率の改定について

当健康保険組合では、医療費の増加と高齢者医療制度への過大な拠出金（前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等）の負担により厳しい財政状況が続いている中、平成23、24年度と2年連続で健康保険料率の引き上げをお願いしてきたところですが、平成25年度においても、さらに拠出金の増加が見込まれ、前年度決算残金を全額繰り越したうえ準備金を繰り入れても、なお収入が不足することから、本年3月分保険料より健康保険料率を引き上げさせていただくことになりました。

加入者のみなさまの健康・医療を支えるため、事業主はじめ被保険者のみなさまには3年連続してのご負担増となりますが、現下の厳しい状況を乗り越えるため、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 健康保険料率

～平成25年2月分  
**98/1000**



平成25年3月分～  
**100/1000**

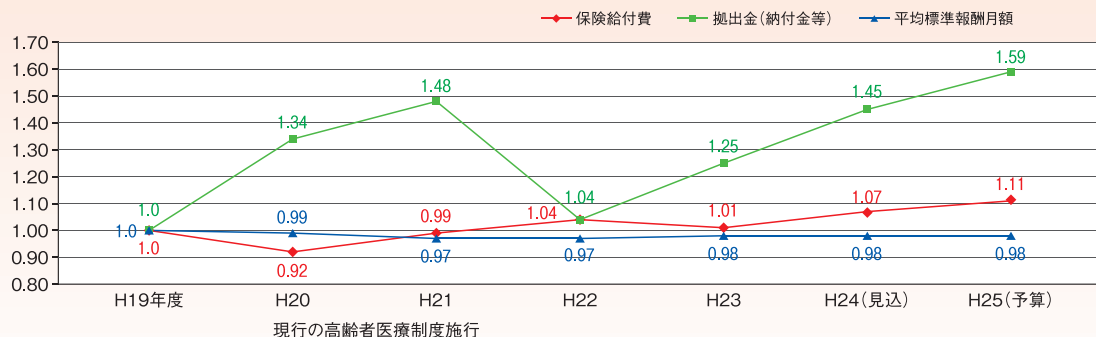
- ・健康保険料率を98/1000から100/1000に変更し、負担割合は事業主50.5/1000、被保険者は49.5/1000です。
  - ・平成25年3月1日（3月分保険料）から適用となります。ただし、任意継続被保険者は平成25年4月分からとなります。
- ※介護保険料率は14/1000に据え置きとなっています。

健康保険料率の内訳（調整保険料率を含む）

	変更前	変更後
事業主	49.5/1000	<b>50.5/1000</b>
被保険者	48.5/1000	<b>49.5/1000</b>
計	98.0/1000	<b>100.0/1000</b>

※改定後の保険料月額表は、本誌の最終面に掲載しています。

### 当組合の被保険者1人当たりの保険給付費、拠出金（納付金等）、平均標準報酬月額推移

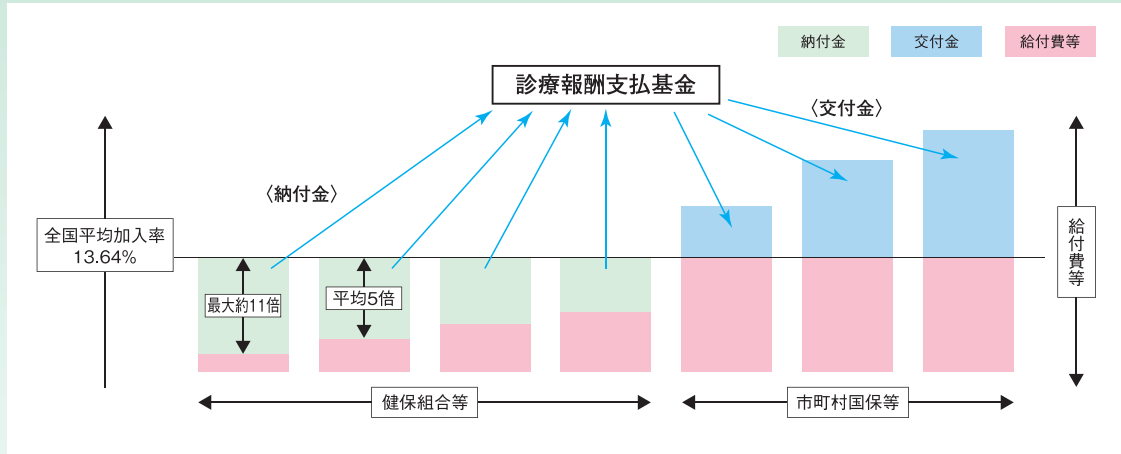


（注）数値は、平成19年度を1とした場合の指数で表示したものです。

■景気の停滞が続き平均標準報酬月額（賃金）が伸び悩む中、保険給付費および拠出金が増加、とくに高齢者医療に拠出する納付金・支援金等が大幅に増加しており、保険料率引き上げの最大要因となっています。

# 前期高齢者1人当たり給付費の動向が前期納付金に大きく影響します

## ◆前期高齢者納付金における各保険者の財政調整のイメージ

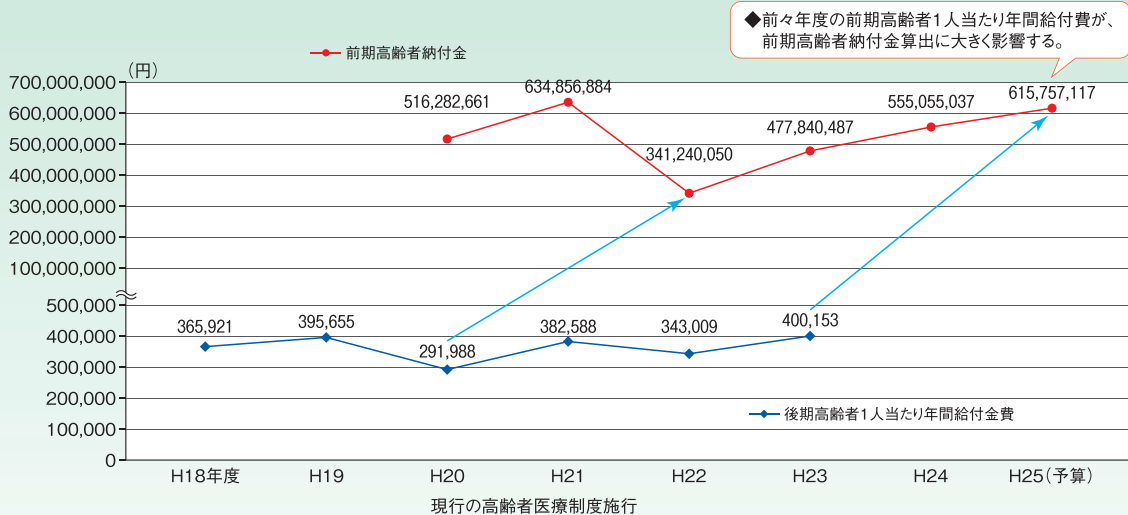


※平成25年度の全保険者平均前期高齢者加入率見込値:13.64%

※当健保組合の平成25年度前期高齢納付金算出に用いた前期高齢者加入率見込値:1.60%

- 後期高齢者医療費には5割の定率の公費負担がありますが、前期高齢者医療費には公費が投入されていないため、現役の保険料による負担が過重となっています。
- 前期高齢者納付金は、各健保組合の前期高齢者医療給付費(前期高齢者の負担する後期高齢者支援金が加算されます。以下すべて同様)のほか、この医療給付費を基礎として全国平均の前期高齢者加入率とその健保組合の前期高齢者加入率の差分が納付金として賦課されるため、加入率の低い健保組合の納付金負担は大きくなります。
- また、前期高齢者納付金は、健保組合の月額・賞与など報酬の水準に関係なく各健保組合の前期高齢者1人当たり医療給付費と加入者総数に応じて負担金が算定されます。 ※当該健保組合の前期高齢者1人当たり医療給付費が高くなれば、当該健保組合が負担する前期高齢者納付金も高くなります。

## ◆当組合の前期高齢者1人当たり年間給付費および前期高齢者納付金の年次推移



■当該年度の前期高齢者納付金は、前々年度の当該保険者の前期高齢者数、加入率および給付費等を基にして厚生労働省から示された算式により計算、賦課された概算額を拠出し、2年後に精算されます。

※平成20、21年度の前期高齢者納付金は概算額のみを拠出し、22年度からは前々年度拠出分の精算を含む。

(注) 前期高齢者数、前期高齢者加入率および前期高齢者1人当たり年間給付費については実績値であり、納付金算出に用いた数値とは差異があります。

※納付金算出に用いる数値は、厚生労働省から示された伸び率(係数)により算出しています。

平成25年度

# 保健事業の概要

当健康保険組合では、被保険者および被扶養者のみなさまの健康の保持増進等にお役立ていただくことを目的として、今年度は下記の事業を実施いたします。

区分	種目	実施時期	事業内容	
特定健康診査	特定健康診査	4月～2月	40歳以上の被保険者、被扶養者を対象として実施 被保険者については事業所巡回健診、被扶養者については、近隣の健診機関又は、当組合の指定会場（申し込みによる巡回型健診）で受診していただくための受診券を発行 受診後は、特定健診の結果に加え、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めていただくための情報を提供	
	情報提供	通年		
特定保健指導	動機付け支援	通年	特定健診で支援の対象となった被保険者、被扶養者に実施 被保険者については事業所への巡回訪問、被扶養者については自宅への訪問により保健師等が生活習慣改善への支援（自己負担なし）	
	積極的支援	通年	（ただし、訪問によることが困難な場合は特定保健指導の行える事業者で受けるための利用券を発行）	
保健指導宣伝	機関誌の発行	年4回（4・7・10・1月）	健保だより「Smile」を被保険者全員に配付	
	高齢者訪問健康相談	通年	65歳以上の被保険者および被扶養者を対象に保健師・看護師等が家庭を訪問し、きめ細かな保健指導や健康相談を実施	
	医療費通知	年4回（6・9・12・3月）	医療費のお知らせを3カ月ごとに全被保険者に配付	
	後発医薬品のお知らせ	年2回（9・3月）	後発（ジェネリック）医薬品に切り替えた場合の医薬品名および削減可能な金額等についての情報を提供	
疾病予防	定期健康診査	5月～7月	各事業所を巡回して健康診査を実施	
	胃検診 大腸がん検診	5月～7月 （定期健康診査時に実施）	35歳以上の被保険者および被扶養者を対象に実施 胃検診：血清ペプシノーゲン検査（血液検査） 大腸がん検診：便潜血検査（採便検査）	
	人間ドック	通年	35歳以上の被保険者および被扶養者が人間ドックを利用された場合、費用の半額（補助限度額30,000円）を補助（添付書類：質問票・受診結果通知の写し） 婦人科（乳がん、子宮がん）検診も同様に補助	
	家族健康診査	通年	30歳以上の被扶養者が、市区町村の実施する健康診査を受診された場合、受診費用を補助（特定健康診査を除く） 補助限度額 2,500円	
	インフルエンザ予防接種	10月～1月	被保険者および被扶養者のインフルエンザ予防接種に対し、補助を実施することにより、インフルエンザの予防促進を図る 補助限度額 2,000円	
	家庭用常備薬等の斡旋	6・11・2月	被保険者および被扶養者を対象として実施 家庭用常備薬・健康食品等を有償で斡旋 個人ごとに事業所経由で健保組合まで申し込む	
体育奨励	潮干狩 プール・海の家 アイススケート	4月～6月 7月～8月 11月～3月	被保険者および被扶養者の体育奨励の一環として実施 休憩所整理券（入浜料含む）発行 プール・海の家入場整理券発行 アイススケート滑走整理券（入園料を含む）発行 利用者一部負担あり	
保養所	契約保養所	通年	保養を目的として一般旅館、ホテル等を利用された場合の利用補助（年度1回） ただし、仕事での出張や事業所が主催する慰安旅行等は補助対象になりません 補助金額 被保険者 2,000円 被扶養者 2,000円	
貸付金制度	無利子	高額医療費貸付金	通年	高額療養費の支給を受けることが見込まれる被保険者に対し、その支給を受けるまでの間、支給見込額の8割相当額を無利子で貸付
		出産費貸付金	通年	出産育児一時金・家族出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる被保険者に対し、その支給を受けるまでの間、28万円を無利子で貸付

◎各種事業内容についての詳細は、当健康保険組合までお問い合わせください。TEL.078-453-3211

平成25年度

# 保健事業の主な変更点

平成25年度の保健事業実施にあたって、次の事業を見直しましたのでお知らせいたします。

厳しい財政状況ではありますが、引き続き加入員のみなさまの健康の保持増進に努めてまいりますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

## 事業の見直し

### 被扶養者の特定健康診査

40歳以上の被扶養者のみなさまの特定健康診査の受診率がまだまだ低いように思われますので、より多くの方々に受診していただけるよう、健診会場、健診項目の充実(オプション検査を含む)を図ることとし、当健保組合独自契約の実施機関を追加し、近総協主催の特定健診を廃止しました。

現 行	見直し後
(1)集合契約(A・B)実施機関 A:健保連が代表として契約 B:代表保険者が契約 (2)当健保独自契約の特定健診(共同参画型) 実施機関:日本健康倶楽部兵庫支部 (3)近総協主催の特定健診(共同参画型) 実施機関:京都工場保健会	(1)集合契約(A・B)実施機関 A:健保連が代表として契約 B:代表保険者が契約 (2)当健保独自契約の特定健診(共同参画型) 実施機関1:日本健康倶楽部兵庫支部 実施機関2:京都工場保健会 (3)削除

(注)実施機関2の京都工場保健会の基本健診セット項目には、特定健診項目外の検査(心電図検査)が含まれているため、受診者に一部負担金として1,500円をお願いすることになります。

### 定期健康診査(巡回型)

疾病予防の観点から健診内容の充実を図ることとし、対象者の拡大と検査項目を追加しました。

現 行	見直し後
(1)対象者の拡大 心電図検査 対象者:35歳、40歳以上の被保険者 ※36歳~39歳の方については、希望者について実施。 (2)検査項目の追加 血液検査セット 対象者:35歳以上の被保険者および被扶養者 【基本項目】 肝機能:GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP 脂質:LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪 貧血:赤血球、血色素量、ヘマトクリット 血糖:グルコース、HbA1c	(1)対象者の拡大 心電図検査 対象者:35歳以上の被保険者 ※ただし、36歳~39歳で、検査を希望しない方については申し出により省略可。 (2)検査項目の追加 血液検査セット 対象者:35歳以上の被保険者および被扶養者 【基本項目】 肝機能:GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP 脂質:LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪 貧血:赤血球、血色素量、ヘマトクリット 血糖:グルコース、HbA1c 痛風:尿酸 腎機能:BUN(血中尿素窒素)、クレアチニン 白血球:白血球数

(注)心電図検査費用の事業主負担額を見直しました。

## 事業の廃止

### 直営保養所の廃止

平成25年3月末で共同保養所「有和荘」の運営終了 ※廃止年月日:平成25年4月1日

年1回の健診で  
健康寿命  
UP!

# 今年も受けよう 特定健診

今年もメタボリックシンドロームに着目した特定健診・保健指導が始まります。体の状態を定期的にチェックするよい機会です。年に1回必ず受診しましょう。



## ● まず特定健診を受けます ●

**【対象者】** 40～74歳の被保険者と被扶養者  
**【必須項目】** 1項目でも欠けると、特定健診を受けたことになりません。必須項目は必ず受診してください。

尿・腎機能	代謝系	肝機能	脂質	診察
<input checked="" type="checkbox"/> 尿たんぱく	<input checked="" type="checkbox"/> 血糖 <input type="checkbox"/> ヘモグロビンA1c	<input checked="" type="checkbox"/> γ-GT (γ-GTP)	<input checked="" type="checkbox"/> 中性脂肪 <input checked="" type="checkbox"/> HDLコレステロール <input checked="" type="checkbox"/> LDLコレステロール	<input checked="" type="checkbox"/> 問診 <input checked="" type="checkbox"/> 身長 <input checked="" type="checkbox"/> 体重 <input checked="" type="checkbox"/> 肥満度 <input checked="" type="checkbox"/> 腹囲 <input checked="" type="checkbox"/> 身体診察 <input checked="" type="checkbox"/> 血圧
	<input type="checkbox"/> 空腹時血糖 <input type="checkbox"/> 1つ いずれか	<input checked="" type="checkbox"/> AST (GOT) <input checked="" type="checkbox"/> ALT (GPT)		

※医師の判断に基づき選択的に実施する項目：ヘマトクリット値・血色素量・赤血球数・12誘導心電図・眼底検査



## ● 健診結果をもとに階層化 ●

**【階層化のしかた】** 内臓脂肪が蓄積し、リスクが重なっている人を抽出します。

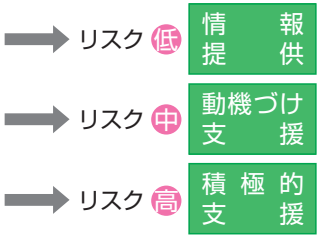
### 内臓脂肪をチェック

- ① 腹囲が男性 85cm以上  
女性 90cm以上
- ② BMI\*が25以上

\* BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m)<sup>2</sup>

### リスクの重なりをチェック

- ① 血糖が高い
- ② 血圧が高い
- ③ 脂質が基準外
- ④ 喫煙習慣がある



## ● 対象となった人に特定保健指導を実施 ●

**【特定保健指導の実施方法】** 対象となった人には、当健保組合からご連絡します。保健師などプロのサポートを受けて、生活習慣の改善に取り組みましょう。

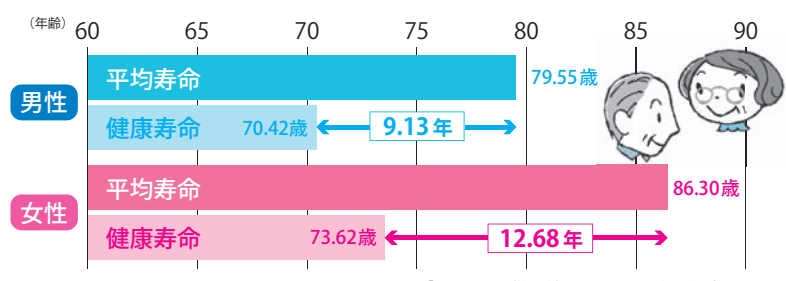
**動機づけ支援** 初回面接 + 6カ月後の評価

**積極的支援** 初回面接 + 3カ月以上の継続的支援 + 中間評価 + 6カ月後の評価

## 2013年度から「第2期」がスタート

特定健診・保健指導は、2008年度からスタートした国の事業です。2008～2012年度で「第1期」が終了し、2013年度からは「第2期」がスタートします。第2期では、ヘモグロビンA1cの表記が国際標準値に変わるなどの変更がありますが、基本的な流れは第1期と同じです。

## ● 平均寿命と健康寿命の差



【健康日本21 (第2次) の推進に関する参考資料】より

特定健診を活用して、「健康寿命」を延ばそう  
「健康寿命」とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。平均寿命と健康寿命の差は、男性9・13年、女性12・68年もあることがわかっています。  
この不健康な期間を短くするためには、生活習慣病を未然に防ぐことが大切です。年に1回の特定健診を上手に活用して、「元気で長生き」をめざしましょう。

# 特定健診・特定保健指導第2期スタート

## 「第2期」における実施計画と目標

平成20年度から健康保険組合などすべての医療保険者に義務付けられました特定健診・保健指導は、第1期が平成24年度で終了し、平成25年度から第2期(平成25年度～29年度)がスタートします。

第2期における実施率の全国目標は、特定健診70%、保健指導45%と第1期の目標実施率を維持、保険者全体で目標を達成するために、保険者種別ごとの目標が示され、総合健康保険組合における実施率の目標値は、特定健診85%(↗5%)、保健指導30%(↘15%)とされています。

当健康保険組合では、この目標を達成するために第2期の実施率目標を以下のように策定いたしました。

なお、実施方法は第1期と同様ですが、被扶養者のみなさまには、1人でも多くの方に受診していただけるよう実施機関を一部変更し、受診会場を増やしています。

### 特定健診等の達成目標

#### 1 特定健診検査の実施に係る目標

平成29年度における特定健康診査の実施率を85.0%とする。

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率

(%)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
被保険者	94.2	94.4	94.6	94.8	95.0	—
被扶養者	22.0	29.5	40.8	52.5	64.4	—
被保険者+被扶養者	70.0	73.0	77.0	81.0	85.0	85.0

#### 2 特定保健指導の実施に係る目標

平成29年度における特定保健指導の実施率を30.0%とする。

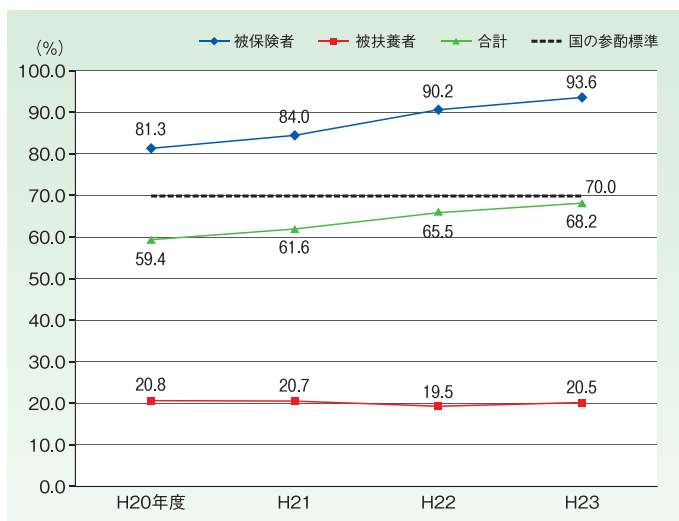
この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率(被保険者+被扶養者)

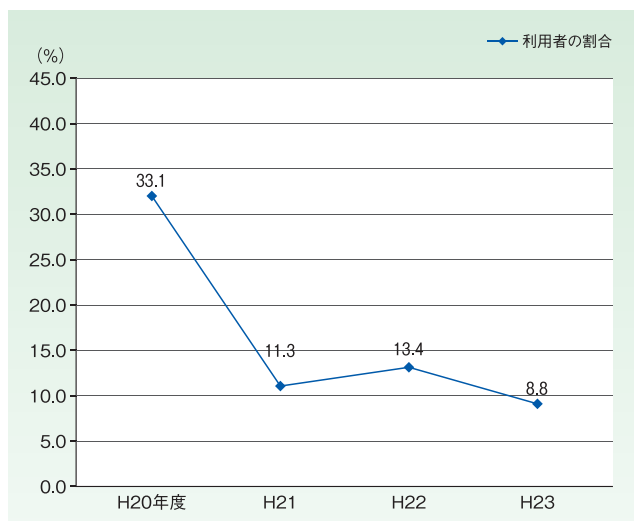
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
40歳以上対象者(人)	3,700	3,790	3,850	3,890	3,920	—
特定保健指導対象者数(推計)	725	775	830	882	933	—
実施率(%)	19.0	21.0	23.0	25.0	30.0	30.0
実施者数(人)	138	163	191	221	280	—

### 当組合の第1期計画期間(平成20年度～24年度)における特定健康診査・特定保健指導の実施状況

#### 特定健康診査受診率の年次推移



#### 特定保健指導利用率の年次推移



(注) 1 受診率・利用率については、国への報告データによる。(報告時期は翌年度の11月)

2 平成24年度については、集計途中で未報告のため記載していません。

◎特定健診・保健指導についてご不明な点は、当健保組合総務課までお問い合わせください。TEL:078-453-3211



# 潮干狩り休憩所の開設

被保険者および被扶養者のみなさまの体育奨励の一環として、「潮干狩り休憩所」を次のとおり開設しましたので、ご案内します。

## ●開設場所

### かもめ

兵庫県たつの市御津町新舞子海岸  
TEL.079-322-0028

## ●開設期間

平成25年4月1日(月)～平成25年6月23日(日)

※休館日

4月9日(火)～11日(木)、23日(火)～25日(木)

5月8日(水)、9日(木)、28日(火)～30日(木)

6月11日(火)～13日(木)

## ●休憩所整理券

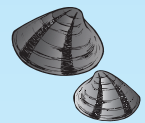
休憩所整理券は、休憩料と入浜料がセットになっています。

利用の際は、本券が必要です(駐車料金は別途必要)。一部負担金を添えて、事業所総務へお申し込みください。

## ●一部負担金

おとな(中学生以上) 600円

子ども(3歳～小学生) 300円



## ●その他

一部負担金は利用の有無にかかわらず返金できませんのでご了承ください。



## 共同保養所「有和荘」の運営が平成25年3月末で終了しました

昭和51年10月の開設以来、永年にわたりまして多くの組合員のみなさまにご利用いただけてきました共同保養所「有和荘」の運営が平成25年3月末で終了いたしましたので、お知らせいたします。

なお、平成25年4月以降は、JFE健康保険組合と運営会社との共同保養所「有和荘」として引き続き運営されますので、組合員としての利用はできませんが、一般としての利用はできます。

※申し込み方法、料金等については、運営会社の「お宿ねっと」Webサイトに掲載されています。

「お宿ねっと」 <http://www.oyadonet.com>

サポートデスク：☎0120-446-337 (月～金10:00～17:00 祝日除く)

### 「お宿ねっと」の施設利用契約について

平成25年4月1日から新たに「お宿ねっと」の施設を運営する株式会社エムアンドエムサービスと施設利用契約を結びましたので、お知らせいたします。

#### ▶ 利用方法

・利用される方が、直接施設へ宿泊の予約をしてください。その際に、兵庫自動車販売店健康保険組合の組合員であることを申し出てください。

・兵庫自動車販売店健康保険組合の組合員とその同居の家族については、宿泊特別優待が受けられます。

(注) 宿泊特別優待を受けるには「宿泊特別優待券」が必要となりますので、兵庫自動車販売店健康保険組合のホームページから人数分をプリントアウトして、利用の際に施設へ提出してください。

#### ▶ 契約期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

兵庫自動車販売店健康保険組合 <http://www.hyogojidousya-hanbaiten-kenpo.or.jp/>

# 契約保養所のご案内

被保険者およびご家族のみなさまの健康の保持増進にお役立ていただくことを目的に、次の施設と利用契約を結んでいますので、ご案内します。

## かんぽの宿

### ■利用方法

- ・利用される方が、直接施設へ宿泊の予約をしてください。その際に、兵庫自動車販売店健康保険組合の組合員であることを申し出てください。
- ・施設利用開始時に施設の受付で健康保険証を提示してください。

### ■利用料金

・一般料金から1名1泊につき500円が割引された料金となります。  
 なお、利用料金の割引は健康保険証1枚につき同伴者3名までが限度です。

〈平成25年度における提携割引除外日〉

GW:4月27日(土)~28日(日)、5月3日(金・祝)~5日(日・祝)

夏季:8月10日(土)~17日(土)

年末年始:12月28日(土)~1月4日(土)

※上記以外に各施設において定める除外日もあります。

## 全国のかんぽの宿 一覧

平成25年3月1日現在

地区	宿名	TEL	地区	宿名	TEL	地区	宿名	TEL
北海道・東北	小樽	0134-54-8511	東海・北陸	山代	0761-77-1600	中国・四国	赤穂	0791-43-7501
	十勝川	0155-46-2141		白山尾口	076-256-8080		淡路島	0799-82-1073
	一関	0191-29-2131		福井	0776-36-5793		皆生	0859-33-4421
	横手	0182-32-5055		熱海(本館)	0557-83-6111		美作湯郷	0868-72-5551
	酒田	0234-31-4126		熱海(別館)			庄原	0824-73-1800
	郡山	024-984-3511		伊豆高原	0557-51-4400		竹原	0846-29-0141
	いわき	0246-39-2670		修善寺	0558-72-3151		光	0833-78-1515
関東・中信越	大洗	029-267-3191	焼津	054-627-0661	湯田	083-922-5226		
	潮来	0299-67-5611	浜名湖三ヶ日	053-526-1201	坂出	0877-47-0531		
	塩原	0287-32-2845	三ヶ根	0563-62-2650	観音寺	0875-27-6161		
	栃木喜連川温泉	028-686-2822	知多美浜	0569-87-1511	徳島	088-625-1255		
	草津	0279-88-5761	恵那	0573-26-4600	道後	089-977-0460		
	磯部	027-385-6321	岐阜羽島	058-398-2631	伊野	088-892-1580		
	寄居	048-581-1165	鳥羽	0599-25-4101	北九州	093-741-1335		
	旭	0479-63-2161	熊野	0597-89-4411	柳川	0944-72-6295		
	勝浦	0470-76-3011	彦根	0749-22-8090	宇佐	0978-37-2288		
	鴨川	04-7092-1231	富田林	0721-33-0700	別府	0977-66-1271		
	青梅	0428-23-1171	大和平群	0745-45-0351	日田	0973-24-0811		
	箱根	0460-84-9126	奈良	0742-33-2351	山鹿	0968-43-5121		
	石和	055-262-3755	紀伊田辺	0739-24-2900	阿蘇	0967-22-1122		
諏訪	0266-52-1551	白浜	0739-42-2980	日南	0987-22-5171			
富山	076-469-3135	有馬	078-904-0951	那覇レクセンター	098-862-4740			

## ダイワロイヤルホテルズ

### ■利用方法

- ・利用される方が、直接施設へ宿泊の予約をしてください。その際に、兵庫自動車販売店健康保険組合の組合員であることを申し出ると、「朝食付きステイプラン」が割引料金で利用できます。

### ■お問い合わせ先

事務センター TEL:06-6229-7211(9:00~17:00、土日祝は休日)

### ◎ダイワロイヤルホテルズ

鹿部ロイヤルホテル	TEL01372-7-3201	能登ロイヤルホテル	TEL0767-32-3111	土佐ロイヤルホテル	TEL0887-33-4510
八幡平ロイヤルホテル	TEL0195-78-3311	山中温泉河鹿荘ロイヤルホテル	TEL0761-78-5550	北九州八幡ロイヤルホテル	TEL093-662-1020
宮城蔵王ロイヤルホテル	TEL0224-34-3600	伊勢志摩ロイヤルホテル	TEL0599-55-2111	玄海ロイヤルホテル	TEL0940-62-4111
裏磐梯ロイヤルホテル	TEL0241-32-3111	長浜ロイヤルホテル	TEL0749-64-2000	唐津ロイヤルホテル	TEL0955-72-0111
りんどう湖ロイヤルホテル	TEL0287-76-1122	天橋立宮津ロイヤルホテル	TEL0772-25-1800	別府湾ロイヤルホテル	TEL0977-72-9800
南房総富浦ロイヤルホテル	TEL0470-33-3811	檀原ロイヤルホテル	TEL0744-28-6636	霧島ロイヤルホテル	TEL0995-57-2111
大泉高原ハッペロイヤルホテル	TEL0551-38-4455	串本ロイヤルホテル	TEL0735-62-7771	沖縄残波岬ロイヤルホテル	TEL098-958-5000
信州松代ロイヤルホテル	TEL026-278-1811	紀州南部ロイヤルホテル	TEL0739-72-5500	ロイトン札幌	TEL011-271-2711
浜名湖ロイヤルホテル	TEL053-592-2222	南淡路ロイヤルホテル	TEL0799-52-3011	鬼怒川温泉山楽	TEL0288-76-2211
砺波ロイヤルホテル	TEL0763-37-2000	大山ロイヤルホテル	TEL0859-68-2333		

「かんぽの宿」、「ダイワロイヤルホテルズ」および「お宿ねっと」が運営する各施設を利用された場合も、契約保養所利用補助の対象となります。

▶ 契約内容および補助金申請手続きのお問い合わせは当組合の総務課まで TEL:078-453-3211

## 高齢者訪問健康相談事業

当健康保険組合では、65歳以上（前期高齢者）の被保険者および被扶養者のみなさまを対象に、業務委託先事業者所属の保健師・看護師がご家庭を訪問し、健康相談やきめ細やかな保健指導を行っています。

みなさまにはこれまでもご案内していますが、利用されたことがない方で、今後、訪問を希望される方は、当健康保険組合までお申し出ください。

また、64歳以下の方で訪問健康相談を希望される方は、当健康保険組合にご相談ください。

▶ 本事業に関するご不明な点は当組合の総務課まで TEL078-453-3211

### 「訪問健康相談事業」とは… みなさまの健康増進をバックアップする事業です。

兵庫自動車販売店健康保険組合が業務を委託した事業者『（株）ユーアンドアイ』の保健師・看護師がみなさまのご家庭を訪問し、病院ではできない細やかな面まで配慮した健康相談やアドバイスをさせていただきます。

よき話し相手として、お気軽にご利用ください。

#### 具体的な相談内容は？

- 健康状態の把握、病気の早期発見・早期治療の勧め
- 生活習慣病予防と改善指導  
高血圧・糖尿病などの生活習慣病に関する相談  
食事・運動・ストレス対策などについてのアドバイス
- 適切な通院・服薬についてのアドバイスや  
ジェネリック医薬品の推奨
- 介護を担うご家庭への支援  
介護認定・介護プランに関する情報や地域の  
福祉サービスの紹介など
- 入院・入所中の方への支援  
在宅療養への移行支援や長期入院の予防に関する相談



#### どんな人が来るの？ 訪問時間はどのくらい？

- 健康指導員として研修を積んだ保健師・看護師が担当いたします。前もってお電話でご都合を伺い、日時の約束をいたします（ご都合が悪くなった場合、日時の変更も可能です）。  
訪問時間は概ね1時間程度ですが、ご本人の体調や相談・指導内容によって多少異なります。

#### 費用はかかるの？

- 当事業に要する費用はすべて健康保険組合が負担しますので、みなさまのご負担は一切ありません。

#### ■ 個人情報の取り扱いについて

当事業においてご提供いただきましたみなさまの情報は、個人情報保護法に基づき厳重に管理し、健康相談事業以外の目的に利用することはありません。

兵庫自動車販売店健康保険組合 訪問健康相談事業委託先  
株式会社 ユーアンドアイ 大阪市豊中市岡上の町4-4-2  
フリーダイヤル 0120-588-874 TEL 06-6855-7827 FAX 06-6855-2029

## 個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)

兵庫自動車販売店健康保険組合(以下「当組合」という)は、被保険者および被扶養者(以下「加入者」という)個人に関する情報を適切に保護する観点から、左記の取り組みを推進いたします。

当組合は、加入者の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号などのほか、適用関係情報(資格の得喪、標準報酬情報等)、現金給付関係情報(埋葬・分娩・出産・傷病手当金等、一部負担還元金・付加給付を含む)、レセプト関係情報(医療費、受診・治療情報等)、健康診査関係情報(健診データ等)、健康管理に関する情報(保健施設利用情報、組合行事関連情報)などの個人情報(特定の個人を識別できる情報)について以下の方針で取り扱います。

### [個人情報の管理]

- 1 個人情報の保護に関する当組合の「個人情報保護管理規程」を制定するとともに、個人情報保護法および関係する法令等を遵守します。
- 2 当組合は、個人情報に関する個人の権利を尊重し、自己の個人情報に対する問い合わせ並びに開示、訂正、削除を求められたときは、健康保険法等の法令並びに個人情報保護管理規程等に従い、対応いたします。
- 3 次のような適正な管理を行うことで、常に個人情報の保護に努めます。
  - (1)個人情報保護管理責任者の選任による責任の所在の明確化
  - (2)個人情報の漏えい、破壊、紛失、改ざん、誤用等を防止するための厳重なセキュリティー対策の実施
  - (3)安全な環境下で管理するための個人情報データベースへのアクセス制限の実施
  - (4)個人情報の保護についての職員教育の徹底
- 4 当組合は、個人情報の収集にあたり、健康保険法等の法令等で収集が義務づけられている場合を除き、加入者に対し、収集目的を明らかにし、収集した個人情報は、利用目的の範囲のみで使用し、利用目的を遂行するために業務を委託する場合を除き第三者に提供しません。
- 5 利用目的遂行のために業務を委託する場合、個人情報の取り扱いに関する委託先の適正な管理および監督を行います。
- 6 当組合は、当組合の個人情報データベースに保管されている加入者の個人情報をできる限り正確、完全、最新に保つために、加入者からの請求により、速やかに訂正等を行います。
- 7 個人情報の取り扱いおよび管理についてのお問い合わせは、左記記載の当組合の窓口で受け付けます。  
兵庫自動車販売店健康保険組合  
電話 078(453)3211 受付時間 午前9時～午後5時(土曜、日曜、祝祭日、年末年始を除く)
- 8 本基本方針および個人情報保護管理規程等は、法令等の制定改廃や情勢の変化により適宜変更します。

### 組合の現況 (平成25年2月末現在)

事業所数		34事業所
被保険者数	男	4,250人
	女	579人
	合計	4,829人
被扶養者数		5,702人
平均標準報酬月額	男	355,879円
	女	231,136円
	平均	340,922円
前期高齢者数		183人

## 公告

### ■任意継続被保険者に適用する 標準報酬月額の上限額

標準報酬月額	340,000円
標準報酬日額	11,330円
適用年月日	平成25年4月1日

※任意継続被保険者の標準報酬月額は「前年9月末の平均標準報酬月額」または「その方の退職時の標準報酬月額」のいずれか低い方の額が適用されます。

春は異動の多い季節

被扶養者となっているご家族が就職や結婚されたときは

5日以内に健保組合へ届け出を！

被扶養者となっているご家族が就職や結婚などにより被扶養者の認定条件から外れるときは、「被扶養者異動届」に保険証を添え、5日以内に会社(事業主)を経由して当健康保険組合へ提出してください。



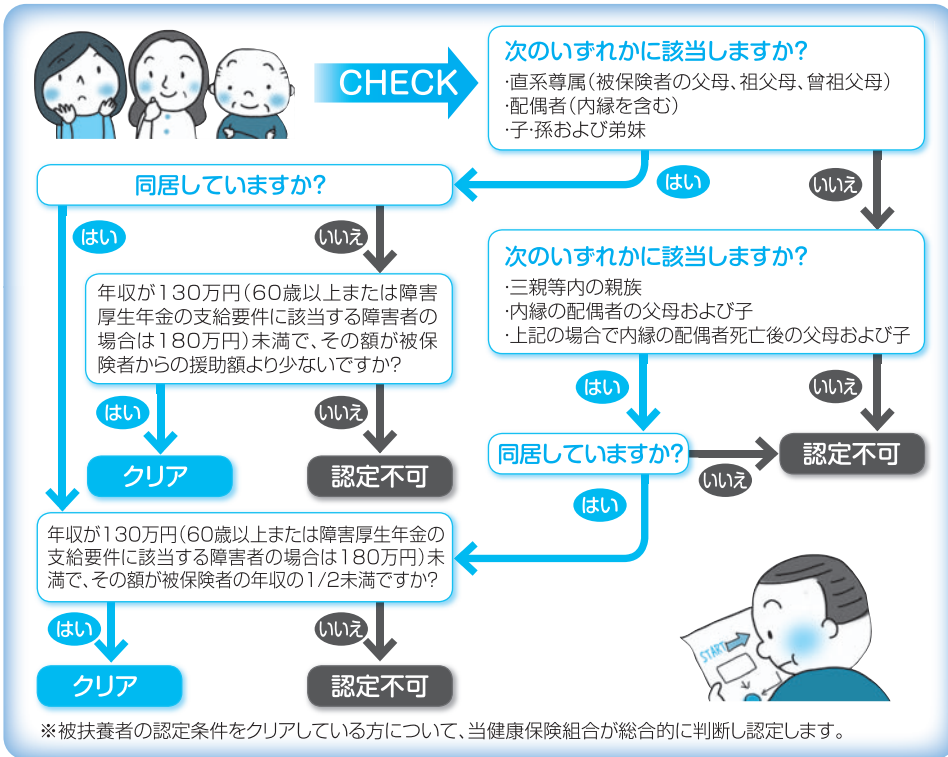
届け出がもれると  
組合財政に影響が？

被扶養者が認定条件から外れているにもかかわらず、届け出がなかった場合、本来支払う必要のない医療費が発生したり、健康保険組合が負担している高齢者医療制度への納付金の増加につながります。そしてこのようなことがたび重なる、健康保険組合の財政に悪影響を与える恐れがあります。

不要な支出をなくし、大切な保険料を適正に使うために、被扶養者が認定条件から外れるときは、忘れずに届け出をしてください。

また、当健康保険組合では、被扶養者資格の再確認(検認)を毎年実施していますので、ご協力をお願いします。

ご家族が被扶養者の認定条件をクリアしているかチェックしてみましょう



こんなときは被扶養者の資格がなくなります

●就職して勤め先の健保組合等の被保険者となったとき



●結婚して配偶者の被扶養者になったとき



●被扶養者の年収が基準額を超えたとき



●同居しなければ被扶養者にならない親族が別居したとき



●別居している被扶養者への仕送りをやめたとき



●仕送り額が被扶養者の収入より少なくなったとき



●75歳になったときなど、後期高齢者医療制度の被保険者になったとき

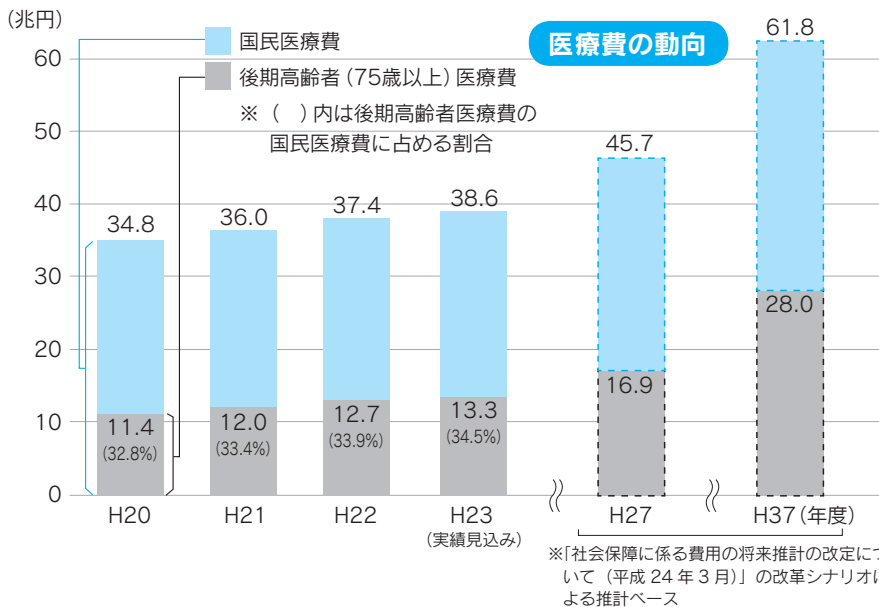


●亡くなったとき



# 健保組合の今後を左右する「国民会議」の議論に注目を!

今の高齢者医療制度が始まった平成20年度以降、健保財政は急激に悪化しています。財政悪化の主因である高齢者医療制度については、昨年8月の「社会保障・税一体改革関連法」の成立を受けて設置された「社会保障制度改革国民会議」で議論され、今年8月までに結論を得ることとなりました。



**約** 40兆円の国民医療費のうち、65歳以上の高齢者医療費は5割強を占めています。団塊の世代が75歳以上に達する平成37年には国民医療費は62兆円、そのうち65歳以上の医療費割合は6割強、75歳以上医療費割合では5割近くになると見込まれています。

**増え続ける高齢者医療費に今のしくみはもたない**

**「社会保障・税一体改革関連法」成立**に際して大きな争点となったのが、消費税の引き上げです。現行の5%を平成26年4月に8%へ、27年10月に10%へ引き上げることになりました。引き上げ分のうち、1%程度(約2.7兆円)は子育て支援の充実をはじめとする「社会保障の充実」に、4%程度(約10.8兆円)を「社会保障の安定化」のための財源とするとしています。

政権を奪還した自民党は、昨年末の衆院選挙で「高齢者医療制度は現行制度を基本に、消費税を中心とした財源確保を

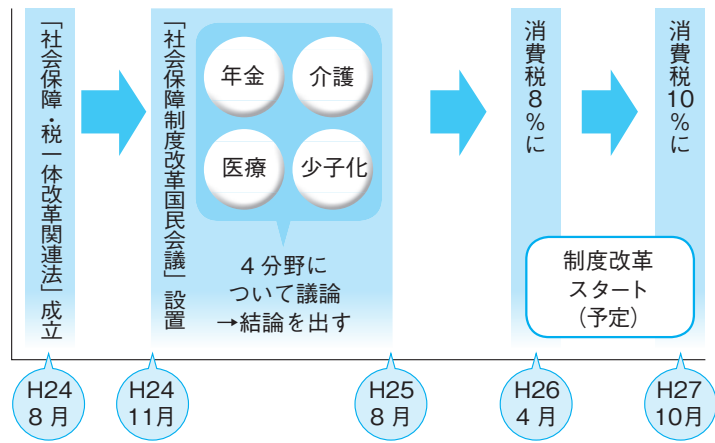
高齢者医療費は、その多くを健保組合等の医療保険が納める納付金によって支えられています。今後も増え続ける高齢者医療費を支える負担のしくみを今のままにしておく、健保組合をはじめ各医療保険制度は早晩立ち行かなくなり、「国民皆保険制度」は維持できなくなってしまう。

高齢者医療費への納付金は年々増加し、健保組合平均では保険料収入の45%が納付金にあてられており、近々50%を超えるものと見られています。

健保組合では、高齢者医療制度への納付金を捻出するため、積立金を取り崩し、保健事業を見直すなどの財政対策を続けていますが、現役世代の保険料に頼った納付金方式はすでに限界に達しています。

**平成26年4月から消費税アップ、その財源で納付金の見直しを**

## ● 社会保障制度改革のスケジュール



前提に同制度への公費負担の増加を図り、国保、協会けんぽ、組合健保などの保険料率の上昇を抑制するなどにより、国民皆保険制度を守る」ことを公約に掲げました。

前期・後期など高齢者医療制度の枠組み自体をどうするのか、公費をどの程度投入し、納付金のしくみをどう見直すのか。こうした高齢者医療制度の見直しは、社会保障・税一体改革関連法に規定された「社会保障制度改革国民会議」で今年8月まで議論されます。保険料と税の負担のあり方を根本から議論してほしいものです。

# 健康保険料および介護保険料月額表

平成25年3月1日～

標準報酬		標準報酬月額範囲		健康保険料			介護保険料		
等級	月額			事業主	被保険者	計	事業主および被保険者	計	
			50.5/1000	49.5/1000	100/1000	7/1000	14/1000		
	円	円以上	円	円	円	円	円		
1	58,000	～	63,000	2,929	2,871	5,800	406	812	
2	68,000	63,000	～	73,000	3,434	3,366	6,800	476	952
3	78,000	73,000	～	83,000	3,939	3,861	7,800	546	1,092
4	88,000	83,000	～	93,000	4,444	4,356	8,800	616	1,232
5	98,000	93,000	～	101,000	4,949	4,851	9,800	686	1,372
6	104,000	101,000	～	107,000	5,252	5,148	10,400	728	1,456
7	110,000	107,000	～	114,000	5,555	5,445	11,000	770	1,540
8	118,000	114,000	～	122,000	5,959	5,841	11,800	826	1,652
9	126,000	122,000	～	130,000	6,363	6,237	12,600	882	1,764
10	134,000	130,000	～	138,000	6,767	6,633	13,400	938	1,876
11	142,000	138,000	～	146,000	7,171	7,029	14,200	994	1,988
12	150,000	146,000	～	155,000	7,575	7,425	15,000	1,050	2,100
13	160,000	155,000	～	165,000	8,080	7,920	16,000	1,120	2,240
14	170,000	165,000	～	175,000	8,585	8,415	17,000	1,190	2,380
15	180,000	175,000	～	185,000	9,090	8,910	18,000	1,260	2,520
16	190,000	185,000	～	195,000	9,595	9,405	19,000	1,330	2,660
17	200,000	195,000	～	210,000	10,100	9,900	20,000	1,400	2,800
18	220,000	210,000	～	230,000	11,110	10,890	22,000	1,540	3,080
19	240,000	230,000	～	250,000	12,120	11,880	24,000	1,680	3,360
20	260,000	250,000	～	270,000	13,130	12,870	26,000	1,820	3,640
21	280,000	270,000	～	290,000	14,140	13,860	28,000	1,960	3,920
22	300,000	290,000	～	310,000	15,150	14,850	30,000	2,100	4,200
23	320,000	310,000	～	330,000	16,160	15,840	32,000	2,240	4,480
24	340,000	330,000	～	350,000	17,170	16,830	34,000	2,380	4,760
25	360,000	350,000	～	370,000	18,180	17,820	36,000	2,520	5,040
26	380,000	370,000	～	395,000	19,190	18,810	38,000	2,660	5,320
27	410,000	395,000	～	425,000	20,705	20,295	41,000	2,870	5,740
28	440,000	425,000	～	455,000	22,220	21,780	44,000	3,080	6,160
29	470,000	455,000	～	485,000	23,735	23,265	47,000	3,290	6,580
30	500,000	485,000	～	515,000	25,250	24,750	50,000	3,500	7,000
31	530,000	515,000	～	545,000	26,765	26,235	53,000	3,710	7,420
32	560,000	545,000	～	575,000	28,280	27,720	56,000	3,920	7,840
33	590,000	575,000	～	605,000	29,795	29,205	59,000	4,130	8,260
34	620,000	605,000	～	635,000	31,310	30,690	62,000	4,340	8,680
35	650,000	635,000	～	665,000	32,825	32,175	65,000	4,550	9,100
36	680,000	665,000	～	695,000	34,340	33,660	68,000	4,760	9,520
37	710,000	695,000	～	730,000	35,855	35,145	71,000	4,970	9,940
38	750,000	730,000	～	770,000	37,875	37,125	75,000	5,250	10,500
39	790,000	770,000	～	810,000	39,895	39,105	79,000	5,530	11,060
40	830,000	810,000	～	855,000	41,915	41,085	83,000	5,810	11,620
41	880,000	855,000	～	905,000	44,440	43,560	88,000	6,160	12,320
42	930,000	905,000	～	955,000	46,965	46,035	93,000	6,510	13,020
43	980,000	955,000	～	1,005,000	49,490	48,510	98,000	6,860	13,720
44	1,030,000	1,005,000	～	1,055,000	52,015	50,985	103,000	7,210	14,420
45	1,090,000	1,055,000	～	1,115,000	55,045	53,955	109,000	7,630	15,260
46	1,150,000	1,115,000	～	1,175,000	58,075	56,925	115,000	8,050	16,100
47	1,210,000	1,175,000	～		61,105	59,895	121,000	8,470	16,940

※40歳～64歳の被保険者は、健康保険料と介護保険料が徴収されます。

※65歳以上の被保険者および39歳以下の被保険者は、健康保険料のみ徴収されます。

※賞与に係る保険料額は、標準賞与額(賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額)に、保険料率を乗じた額となります。